

信用保証トピックス① (平成30年9月)

創立 70 周年 「保証・経営支援特別推進月間」を実施します

おかげさまで、兵庫県信用保証協会は来る 10 月 23 日に創立 70 周年を迎えます。これを期に、これまで当協会をご利用いただいた皆様や様々な形で支えていただいた皆様に感謝の意を表するとともに、新しい時代に求められる保証協会の姿を探求し、より一層役割を果たしていくため、保証と経営支援にかかる特別推進月間（保証・経営支援特別推進月間）を設け、中小企業・小規模事業者の方々への積極的な支援に取り組みます。

【実施期間】 平成 30 年 10 月 23 日～平成 31 年 2 月 28 日

【推進事項】 ① 信用保証の推進

② 金融機関との連携強化

③ 返済緩和先企業への積極的な支援

① 信用保証の推進

より多くの方にご利用いただくため、当協会のご利用がない中小企業・小規模事業者の方に対してそれぞれに最適の保証を提案し、信用保証協会のご利用を推奨します。

特に、地域活性化保証「スタートライン」、金融機関提携保証「飛躍」、「ひやくライト」について制度内容を拡充し、兵庫県融資制度「新規開業貸付－経営者保証免除貸付」と合わせてご利用を推奨します。

② 金融機関との連携強化

より実効性の高い支援を実施するため、信用保証協会の保証付き融資とプロパー融資※との協調による金融支援や、金融機関と一体となった経営支援を推進します。

特に、事業性評価保証「タグ」、小規模企業支援型保証「エール」についてよりご利用しやすくなるよう制度内容を拡充し、ご利用を推奨します。

※プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資です。

③ 返済緩和先企業への積極的な支援

返済条件の緩和を行っている方の経営改善と金融取引の正常化を支援するため、企業訪問や専門家派遣などを積極的に推進し、個々の企業に寄り添った経営支援を行います。

